免税申請手続きのご案内

■当店では、税還付手数料（データ処理費用・送金費用など）として、購入金額の1.50%を頂戴いたします。返金時には、手数料を差し引いた金額を返金いたします。返金時に利用する決裁事業者等の手数料、為替レート等の影響により、お客様の実際の受取額は変動する場合があります。対象空港の返金カウンターでの現金による返金の場合は、該当カウンター所定の手数料が還付額から差し引かれます。詳しくは、決済事業者へお問い合わせください。

免税対象者：非居住者の方

■下記のいずれかの条件を満たす外国籍の方

❶在留資格が「短期滞在」であり、かつ入国後6ヶ月未満の方　　❷在留資格が「外交」または「公用」の方

※入国後6ヶ月未満であることを上陸許可証にて確認いたします。入国時に必ずパスポートに入国スタンプ（証印）を押印していただくようご注意願います。

●上陸許可の証印が「再入国」の日付は不可。　●滞在期間延長の場合も、入国日より6ヶ月以上の場合は不可。

■海外に継続して2年以上居住し、一時帰国で滞在6ヶ月未満の日本国籍の方

●旅券に加え、「在留証明」・「戸籍の附票の写し」、または「マイナンバーカード」のいずれかをご提示ください。
●国外定住日または国外転出予定日から最終入国日（旅券の帰国証印の日付）までの期間を確認いたします。
●在留証明または戸籍の附票の写しの場合、書類の作成日が、最終入国日から起算して6ヶ月前の日以降のものに限られます。
●マイナンバーカードの場合、有効期限の範囲内かつ国外転出の記載があるものに限ります。
※入国後6ヶ月未満であることを帰国スタンプにて確認いたします。入国時に必ずパスポートに押印していただくようご注意願います。

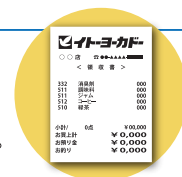
※自動化ゲートおよび顔認証ゲートを通って入国した場合でも、スタンプ（証印）が必要。
入国日（一時帰国日本人の場合は帰国日）を証明するものがないため、免税申請できません。

※当店では、Visit Japan Web（VJW）による免税手続きは対応しておりません。

申請期間	お買い上げ当日のみ（免税カウンター営業時間内）
購入金額	同じ店で一日の合計購入金額5,000円（税抜）以上

免税対象商品

●イトーヨーカドーの印字があるレシートが対象となります。
（テナント・専門店・催事は対象外、同じ館内でも他店舗のレシートは対象外）
●免税申請商品の数量は、出国時に、その全てを自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られます。



免税対象外商品について

●当店（イトーヨーカドー）以外でお買い上げの商品　　●非課税品（商品券など）
●日本国内で消費するもの　　●冷蔵品、冷凍食品、弊社で定めるその他の商品
●消費期限が比較的短く品質を保証できない商品【例】アイスクリーム、刺身、生鮮食品、果物、弁当、生ケーキなど
●お直し料金や手数料は免税対象外

⚠注意事項

●消費期限を過ぎて消費される場合や、適した保存状態で保存ができないまま国外へ持ち出されて起こる不具合は、当店では保証いたしかねます。
●商品により販売数量を制限させていただきます。●原則として不良品以外の場合は、免税手続き後の返品・交換はできません。
●法令により酒たばこは20歳以上の年齢であることが確認できないと販売いたしません。

免税申請方法

店舗でのお手続き

①商品購入後、当日中にご本人が免税カウンターにお越しください。店内でのすべてのお会計後、免税カウンターにお越しください。
②以下をご提示ください。
●パスポート（上陸許可証または帰国スタンプ必須）　●レシート（税込購入）　●お買い上げ商品
●ご利用クレジットカード（クレジットカードご利用の場合）
※手書きの領収書不可、レシートを紛失した場合申請不可、法人カード不可
③免税購入者に対する必要事項をご確認ください。
□購入日から90日以内の出国時に、必ず税関でパスポートを提示し、購入品の持ち出し確認を受けてください。
□税関の求めに応じて購入品の提示が必要です。
購入品を機内預けの手荷物に入れる場合は、必ず税関の持ち出し確認を受けてから預け入れしてください。
税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。
□税関の確認を受けた免税対象物品は遅延なく輸出しなければならず、それを輸出しなかった場合には、消費税相当額を徴収され、罰則の対象となります。
□税関の確認は、免税購入記録単位で行われます。1つの免税購入記録に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含め、すべての商品について、税関の確認（返金）を受けることができません。
□消耗品（菓子や化粧品など）の特殊梱包は廃止されますが、飲食料品や化粧品等を日本国内で消費した場合、税関の確認（返金）を受けることはできません。
④消費税相当額の払い戻し方法や注意事項をご案内いたします。
●J-TaxRefundのサイトにて、お客様ご自身で、必要な情報（パスポート情報、返金先など）をご登録ください。
⑤申請手続き完了後、免税対象物品（税込販売）をお渡しいたします。

出国時のお手続き

⑥ご出国の際、免税手続用の端末（キオスク端末）で税関の確認を行ってください。
⑦免税判定が可（GREEN）の場合、消費税相当額を払い戻しいたします。
消費税相当額から手数料を差し引いた金額が登録先に払い戻しされます。
※税関の確認を受けた商品を国外に持ち出さなかった場合、消費税が徴収され、罰則の適用対象となります。

⚠払い戻し手続きに関する注意事項

● J-TaxRefundでの払い戻し手続きは、購入日の翌日から180日以内に行ってください。
●期限を過ぎると返金されません。返金先の登録を事前にお済ませください。
●商品返品時、免税手数料は返金いたしません。